

日本における移民女性とジェンダー

Gender and Immigrant Women in Japan

長谷部美佳（東京家政大学非常勤講師）

Mika HASEBE (Tokyo Kasei University, part-time lecturer)

要 旨

本稿は、女子差別撤廃条約によっても指摘されている、日本における移民女性の状況を、「再生産労働と国際分業」論を手がかりに、考察することを目的としている。特に日本社会における、構造的要因としてのジェンダー関係に焦点を当てて、日本社会に存在する移民女性の動向を考察する。世界的な移民の流れが「女性化」している現在、日本の登録外国人にもその傾向が現れている。日本においてもっとも顕著に「女性化」する移民とはその多くが国際結婚を含んだ家族関係によるものである。そこで事例としては、日本人の配偶者としての歴史が長く、なおかつ複数のチャンネルで配偶者となり、日本に在留する約8割が女性に占められている、フィリピン人女性を取り上げ、日本の構造的なジェンダー関係とフィリピン人移民の「女性化」を考察する。

Abstract

In this article, the situation of immigrant women in Japan will be analyzed through the “International Division of Reproductive Labor” perspective. The analytical focus will be put on the gender relationship in Japan as a structural factor. The current trend in global migration flow shows “feminization”, and Japan also shares this trend. Especially, feminization can be seen in the family-related migration flow, which includes intermarriage. So the migration patterns of Filipino women will be analyzed as a case study, as Filipino women have long been accepted in Japanese society as the spouse of Japanese men, and consist of 80% of total alien registrations of Filipino nationals.

キーワード：女子差別撤廃条約 移民とジェンダー 再生産労働と国際分業 フィリピン女性 国際結婚

Key words : CEDAW, Migration and gender, International Division of Reproductive labor, Filipino women, international marriage

はじめに

今年、女子差別撤廃条約が国連で採択されてから30年に当たる年だ。この女子差別撤廃条約を受けて、日本政府は、1980（昭和55）年に条約に署名をし、1985（昭和60）年に批准した。その批准の基準に対する障害を少なくするために、1986（昭和61）年に男女雇用機会均等法が制定されたことは周知の通りである。この批准以降、日本政府は女子差別撤廃条約に謳われていることが具体的に実施されているかどうかを女子差別撤廃委員会に報告するという作業を続けている。第1回報告は、1987（昭和62）年になされ、その後1992（平成4）年に第2回、1993（平成5）年に第3回、1998（平成10）年に第4回、2002（平成14）年に第5回、そして2008（平成20）年に第6回とほぼ5年ごとに6回の報告書が提出されている。それに対し、女子差別撤廃委員会が、質問を寄せ、再び日本政府が対応するということになっている（内閣府ホームページ）。

最新の第6回報告書とその報告書に対する委員会からの質問に対する日本政府の回答書が公開されている。筆者は移民とジェンダーを主関心としているのだが、委員会の質問の中に以下のような移民女性に関わる質問を2つ見つけた。問24として「次回の報告において、日本のマイノリティ女性の状況に関する性別

ごとのデータを含む包括的情報を、彼女たちの教育、雇用、健康状況及び暴力被害について提供することを要請した。そのような情報を提供されたい。」であり、問25として「（第6回）報告は、移民女性や難民女性の状況に関する情報を何も提供していない。そのような情報、特に、移民・難民女性の経済的・社会的状況及び彼女たちを支援し、暴力と搾取から保護するために取られている措置についての情報を提供されたい。」である。

それに対し、日本政府は問24に対しては、①アイヌ、②外国人、③同和問題の3つを立てて答え、また問25については、①難民申請中の女性について、②人身取引の被害女性について、を答えている。しかし特に問24の外国人の問題にすれば、外国人登録者数における男女比や、外国人女性が日本人の配偶者からの暴力に困っているということの記述はあるものの、記述の焦点は外国人一般の教育問題について述べられており、少しも「マイノリティ女性の状況に関する包括的情報」を提供しているとは思えない記述だ。問25に対しても同様で、確かに「難民」女性についての状況は触れられているものの、定住した難民女性のことは含んでおらず、また人身取引の被害女性の問題とその取り組みについての記述はされているが、決して移民女性全般の女性状況を適切に把握して記述しているとは思えない。日本政府は日本にいる「移民女性」と

は誰なのか、を適切に把握していないのではないだろうか、と疑念を抱かせるのに十分な記述であった。そして「移民女性」が誰なのか、を適切に把握できない以上、問 25 で問われているような「経済的・社会的状況および彼女たちを支援し、暴力と搾取から保護するための措置」も本来は適切に採りようがないはずだ。なぜなら、移民女性が暴力や搾取に直面しているのなら、それには構造的な理由があるはずで、それを理解しなければ、たとえアドホックで問題に対処しようとしたとしても、適切な対処が出来ないからである。また同時に、例えば移民女性に対しての DV 発生率が高いとすれば、やはり日本社会が抱える構造的な要因が明らかにされなければ、その事実が適切に理解されたことにはならないだろう。

そこで、本稿ではまず日本社会において、移民女性とは誰なのかを明らかにする。その上で、その移民女性が日本に来ることになった構造的な要因を「再生産労働の国際分業」という議論を手がかりに、考察していくことを目的としている。本稿はある 1 つの問題を論ずるというよりは、今日本の「移民女性」に起きている現状の理論的な意味づけを提示するというところに主眼があることを述べておきたい。

日本と移民女性

移民とは誰なのか。国連が考える移民とは短期的な移民と長期的な移民の 2 タイプに分かれており、長期的な移民とは、「自分が普段居住している国から、それ以外の国へ最低 12 ヶ月以上移動する人のことで、その行き先の国が必然的にその人にとっての新しい普段居住する国となる。」と定義している。また、女子差別撤廃委員会では、2008（平成 20）年に移民女性に関する第 26 一般勧告を出しているが、この中で移民女性を「単身で移民する女性」「配偶者や家族に合流する女性の労働者」、「非正規の労働者で、このカテゴリーのどこにも属さない人」と分類化している。つまり、移民とは自国以外に 1 年以上すむ人で、なおかつ自分自身で労働者として移民する人も、家族の再結合によって移民する人も（もちろんこの中には国際結婚も含まれている）、非正規労働者の人もすべて移民女性であると認識するのが世界的な見方だ。

1 年以上日本に在住するという人なら、留学生や研修生を含めて、平成 20 年度末で 200 万人近くが日本に「登録外国人」として滞在している（法務省、2009）¹。そのうち、一番多いのが中国籍者で、次が韓国・朝鮮籍²、そしてブラジル、フィリピン、ペルーと続く。ここでの特徴は、実はこの「登録外国人」が多い国 5

カ国の出身者の総数を男女別に見ると、総数約 182 万人に対し、半数以上（約 56%）の約 103 万人が女性であるということだ（表 1 参照）。さらに中国、韓国・朝鮮、そしてフィリピンというアジア地域の出身者は、その国籍の中でも、女性が男性を上回り、フィリピンにいたっては、約 8 割近くが女性なのだ。

表 1 外国人登録者数上位 5 カ国出身者の男女比

	総 数	
	男	女
中国	655, 377	377, 650
韓国・朝鮮	589, 239	319, 003
フィリピン	210, 617	163, 298
ブラジル	312, 582	142, 385
ペルー	59, 723	28, 050

出典：2008 年度在留外国人統計から筆者が作成

彼女たちがどういう人なのか、国籍別男女別の数値はあるものの、それにさらに在留資格までは内訳が公表されていない。だが、中国、韓国・朝鮮、フィリピンという登録外国人が多い国籍者の中で、永住者が約 27 万人、特別永住者が約 42 万人、日本人の配偶者等が 12 万人となっており、これだけで約 80 万人に上る。特別永住者を除いた永住者 27 万人の中には、日本人の配偶者から永住権を申請して永住者になった場合も考えられ、日本人との配偶者を含めた家族関係者を多く含んでいるということが考えられるだろう。とすれば、日本に在住する移民女性とはその多くが中国、韓国などを含めたアジア近隣諸国出身の、日本人の家族関係者を多く含むと言える。

移民女性は何で生まれるのか

世界的な移民とジェンダー研究において、特に 2000 年に入ってからの主流の見方は、「移民の女性化」が世界的に見られるという点にある。またそれがなぜ「女性化するのか」についても、ほぼ一致した見方がなされていると言っていいだろう。カーリング（Carling）（2005）は、移民の流れのジェンダーバランスが変化したのは、移民にまつわる法律、移民労働力に対するジェンダー・セレクトティブな需要、そして送出国のジェンダー関係の変化によるものであるとしている。このカーリングの視点から見れば、日本では、特に家族に関わる移民の中で、ジェンダー・セレクトティブな需要が生まれているということが言える。では、このジェンダー・セレクトティブな需要とはいかにして生み出されるのだろうか。

移民を受け入れる先進国側におけるジェンダーにまつわる構造的問題を、「再生産労働の国際移転／分業」という議論から捉えようとする試みは1990年代後半からなされている。そして今やこの概念は、移民とジェンダーを考察する上で、不可欠な概念となった。その代表的な論者にはトルウン (Truong) (1996) や、パレーニャス (Parrenas) (2001) がいる。彼女たちが説明してきたことは以下のようなことである。

トルウン (1996) の概念は、先進国内で急速に進んだ女性の社会進出³により担い手がなくなった家庭内での労働を補給するために海外からの移動「労働者」の女性を必要とする事態を説明しようとした。彼女は、先進国での再生産労働⁴に対する労働力の不足が起こる要因を、次のように説明している。女性が賃金労働に参入する機会が増加すると、女性がこれまで行ってきた家事・育児などの無償の再生産労働に、女性が従事する時間は減少する。にもかかわらず家事育児は女性の仕事であるという性別役割分業が変化しなければ、再生産労働に従事する人は減少する。また、パレーニャスも「グローバル化の召使」(Servant of Globalization) (2001) という著書の中で、「再生産労働の国際分業」という言葉で、ほぼ同様の事態を説明した。彼女がアメリカとイタリアの事例で説明したのは、女性の賃金労働 (特に専門的な職業) への就業が増加すると、もともとは女性が家庭で遂行すると思われた再生産労働を遂行することが出来なくなる。しかしやはり、家庭内での性別役割分業が変化することがないので、再生産労働を担ってくれる「女性の移民労働者」への需要が生じたと認識している。

彼女たちは議論の中ではっきりは言及しなかったものの、この議論には前提がある。家庭内で本来女性が担われるべきとされる再生産労働が、家庭内で担いきれなくなった場合に、移民を外部から雇うという需要が生まれるが、当然性別役割分業は変わらないままなので、移民は当然女性でなければならない。これがカーリングの言う「ジェンダー・セレクトティブな労働需要」を先進国内で生み出している所以だ。

彼女たちの議論は、移民に対する需要が生み出される仕組みについての議論であるが、「再生産労働の国際移転／分業」という議論のもっとも重要な論点は、先進国内での女性の社会的地位が大きく変動したにもかかわらず、再生産労働に関わるジェンダー意識やそれに基づいて規定されている社会のジェンダー構造には変化がないことが、急速な再生産労働の担い手不足を生んでいること、その矛盾を低賃金 (あるいは無償) で働いてくれる途上国出身の移民に「移転／分業」させることが可能である、という点にあるだろう。

筆者はさらに、この論点は、国際結婚に対する需要にも十分適用が可能だと認識している。つまり先進国内での女性の社会的地位の変動とは、必ずしも結婚している女性の社会進出だけではなく、そもそも結婚しないという女性が増加するという事態も十分含みうるからだ。そして結婚しない女性が増加すれば、家庭内における再生産労働の担い手は、性別役割分業が変化しない限り、不足することは間違いないからだ⁵。もちろん結婚しない女性の増加は結婚しない男性の増加でもある。この結婚しない男性たちの再生産労働を提供する労働者としての「結婚相手」の需要が途上国の女性へ一部向けられている。

日本における移民に対する ジェンダー・セレクトティブな需要

「ジェンダー・セレクトティブな需要」を生み出すものは、受入れ国側における「女性の社会的地位の変動」後にも変化しない「ジェンダー意識／ジェンダー関係」であることは理論的に明らかにできた。では、日本の中国、韓国、フィリピンの移民の間に「ジェンダー・セレクトティブな需要」が生み出された、日本における「ジェンダー関係」とはどのようなものだろうか。以下では特に女性の割合が8割と高かったフィリピン女性について採り上げ、考察を進めていく。

日本のフィリピン人女性とは

日本に「登録外国人」として在留するフィリピン人は2008 (平成20) 年末には約21万人であるが、そのうち、永住資格を得て滞在する人が約75,000人、日本人の配偶者が約50,000人、興行 (エンターテイナー) が約9,000人である。ほぼ4人に1人が日本人の配偶者として滞在している。また、永住者の中には日本人の配偶者として日本に滞在後永住権を取得した人たちもいると考えれば (鈴木、2004)、「登録外国人」の半数近くが日本人の配偶者であるとも言える。一方、2008 (平成20) 年末には登録者数の4%に過ぎない興行資格での滞在者は、2004 (平成16) 年は8万人以上にのぼり、日本人の配偶者に匹敵する数が存在していた。さらに以下に詳述するが、このエンターテイナーの女性たちと知り合って結婚するという夫婦の数も非常に多く、日本人の配偶者とエンターテイナーは相関関係のあるフィリピン人移民の2大入国資格であると考えていだろう。

「日本人の配偶者」とは、もちろん日本人と結婚した外国人を指すので夫が日本人の場合も妻が日本人の

場合もありうる。厚生労働省の調査によれば、それまで外国人の夫と日本人の妻と言う組み合わせが多かったが、1975（昭和50）年を境に夫が日本人で妻が外国人という夫婦の数が上回るようになる。現在では外国人妻の国籍として1位は中国人でフィリピン人は2位だが、中国人の数が増えたのは1997年以降で、それ以前はずっとフィリピン人が多かった。2008（平成20）年現在フィリピン出身者の配偶者を持つ日本人のうち、夫日本人妻フィリピン人の組み合わせは7,290組であるのに対し、夫フィリピン人妻日本人の組み合わせは165組にとどまる（厚生労働省、2008）。98%は妻をフィリピン人としている夫婦である。ただし、フィリピン女性の「日本人の配偶者」が来日した経緯にはいくつかのパターンがある。1つ目は、いわゆる「農村花嫁」と言われた嫁不足に悩んだ農家の長男に嫁した人たちで、1980（昭和55）年代から来日している。この「農村花嫁」のあり方が衝撃を与えたのは、農家に嫁が来ないことを町の存亡の危機と考えた行政機関が台湾やフィリピンへ女性を探しに行き、「結婚紹介業者」の役割を果たしたことだった。一番初めと言われるのが、山形県朝日町が1980（昭和55）年に台湾から女性を迎えたことだ（佐竹、2006）。以後山形県内のほかの町村部や、他県のやはり農村部で、フィリピンのほかに、中国や韓国から「嫁」を連れてきている。そしてこの農村部への「嫁」の流入は決して止まっているわけではない。阿部（2008）によれば、山形県の2007（平成19）年の外国人登録者数は7,356人だが、そのうち女性が79%にあたる5,818人を占め、永住者が2,522人、日本人の配偶者1,425人となっている。1985（昭和60）年に約1,000人足らずだった外国人登録者数は、この20年間で7倍増だ⁶。

2つ目のパターンは、「エンターテイナー」⁷として興行ビザを取得して来日後、客として来た男性、あるいは来日後に日本で知り合った男性と結婚すると言うものだ。佐竹（2006）は日本人男性とフィリピン人女性の夫婦60組についてのデータを参与観察等で集めているが、この60組のうち妻がフィリピン人の「エンターテイナー」として来日し夫と知り合ったという夫婦が38組あり全体の6割を占めている。彼は興行ビザで来日するフィリピン人女性の歴史的背景についても詳細に論じている。彼によれば、いわゆる日本からの買春ツアーで大きな利潤を得ていたフィリピンの観光業者たちが、1970年代後半までには激減した買春ツアーの穴埋めをするために、日本の観光地で以前から働いていたフィリピン人バンドが利用していた在留資格の「興行」を女性たちに取らせて、日本の観光地に送り込んだのがその始まりだとしている（佐竹

2006, 13）。その後興行ビザは何回かの改定を経るが、最盛期の2004（平成16）年には8万人を超すフィリピン人女性が興行ビザでエンターテイナーとして日本で滞在していた。⁸ 興行ビザとは本来、先のフィリピン人バンドのように「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はそのほかの芸能活動」に従事する外国人のために発給されるビザだ。もちろん女性たちは「歌って踊れるエンターテイナー」であることは間違いがないが、実際に女性たちの多くは日本のクラブで働くことになり、結果的に男性への接客サービスに従事せざるを得ないのが現実であった。そうしたクラブが「全国津々浦々」に存在し、やさしく接客するフィリピン人女性と日本人男性の出会いの場として機能していたことになる。登録者数で言えば、東京に30,000人前後が在住しているのを筆頭に、愛知が25,000人前後、神奈川、埼玉、千葉がそれぞれ15,000～16,000人前後と大都市圏に多数在住している。

日本のジェンダーとフィリピン人配偶者

こうしたフィリピンからの女性たちを必要とする日本の構造的な理由とはどういうものだろうか。これまでの日本人の配偶者をまつわる議論と言えば、社会的なイメージが先行し、構造上の何が問題なのか、という議論はきちんとされてこなかったと思う。もちろん、女子差別撤廃委員会の質問に対して日本政府が回答したように、外国人女性に対する夫からの暴力は深刻な問題であり、彼女たちを保護するための方策はとられなければならない。筆者が2000（平成12）年に神奈川県外国籍県民の調査をしたときには、聞き取りしたフィリピン人女性8人のうち6人が夫からの暴力の被害者であり、その意味では日本人同士の夫婦より、一層フィリピン人女性と日本人男性の夫婦の間にドメスティック・バイオレンスが起きやすいことは間違いない。だからこそ、「フィリピン人女性と結婚する男性は、暴力的だ」とか「結婚できないかわいそうな人たちがフィリピンから嫁をもらったのだ」というイメージが作られやすい（鈴木、2004）。しかしフィリピン人女性と結婚するのは「結婚できない暴力夫」である日本人男性の、ジェンダーとはまったくかわりのない個人の趣味、あるいは嗜好のみにその原因があるわけではない。個人が配偶者に求めようとするものは、日本社会におけるジェンダーのあり方と無縁ではないのだ。これまでも特に「農村花嫁」については、問題を指摘されていたが、改めて「ジェンダー関係」という観点から考察しなおし、日本でフィリピン

からの配偶者を必要とする「ジェンダー」の構造に起因する要因を明らかにしていきたい。

「農村花嫁」を必要としたジェンダー構造

農村の花嫁不足が深刻化したのは、1970年代のことだ。1970年代と言えば、高度経済成長が進み、日本の産業構造が農業から工業へと大きく転換したところだ。特にこの時期は、農業だけで生計を立てるのが難しくなり、多くの農家が兼業、あるいは出稼ぎによって収入を補助するようになった時代であるという（佐藤、1989）。農業世帯が「食べていけない」事態に陥るようになる。同時にこの時期は、女性も重労働である農作業から解放される時期でもあった。山田(2008)が指摘するのは、高度経済成長期に専業主婦が急増するが、それは日本社会の産業構造が農業から工業へ、家庭内での生産活動から家庭外での生産活動へと移動した結果でもあり、そしてその過程で初めて、「男は外で仕事、女は家で家事・育児」という性別役割分業が進展するからである。特に労働者を大量と必要とする企業にとっても、長時間家庭外での労働のみに従事し、身の回りの世話や明日への活力を養ってもらうために、家庭内で男性に対する「ケア労働」をしてくれる専業主婦の存在は貴重だった。それは男性にとっては、家庭外での労働だけに従事すればよいので家事から解放され、また女性にとっても、勤労男性との結婚は、農作業からの解放であった。女性にとって勤労男性との結婚は、経済的なゆとりを得られるうえに、「家の中の仕事」さえすればいいという魅力があった。

農業は経済的に厳しい上に、労働は重労働だ。光岡(2001)が1986(昭和61)年の日本農業新聞を引用して指摘するには、当時の農水省の専業農家の主婦336人を対象とした調査によれば、農繁期が1年に200日以上ある人がそのうちの6割で、農繁期の労働時間が1日10時間以上と答えた人が5割いるという。その上に、女性は家事労働に2、3時間費やすと言う人が26%、4時間以上という人が10%もいるというのだ(もちろんこの家事の時間は男性には課されない)。問題は純粋な農業による労働時間は、男性の方が長いのに対し、家事や育児という家庭内で「労働」と思われていない労働を含めれば、圧倒的に女性の労働時間の方が長くなるという点だ。それなら、家事と育児だけに専念していると思われる「専業主婦」の魅力が高まるのも当然と言えよう。

さらにこうした働きにも関わらず、農村とはジェンダーによる縛りが非常に大きい社会でもある。年長の男性が家族を支配する家族制度を持つ家父長制の家族の中では、年長の男性である舅が家長としての権力を

握り、「嫁」はもっとも地位の低い存在だ。光岡(2001)が引用する日本農業新聞の記事は、1990年代に入ってから、男女雇用機会均等法が施行されたような時代に、こんな現状がまだにあるのか、と目を疑いたくなるような記事ばかりだ。「男の子を生むまで子どもを生み続けるように言われる」、「入浴の順序は父親か長男など男性が優先されて、嫁は最後で当然と思われる」、「共働きの場合でも土地の名義は夫のもので、夫の死後は長男が相続する」、「お金を自由にできないので、舅がすべて自分の子どもの学費や小遣いを払うのを、黙ってみているしかない」などだ。

日本で農業とは基本的に自分の土地を耕して農業をする。農地こそがその家の収入を生み出す財産であり、日本の農家にとってこれを守り維持することが至上命題になる。そしてこの財産を引き継ぐのは伝統的に長男だ。こうして農家の長男は、農地という家の財産を相続することと同時に、その家に対しても責任を負うことになる。その責任とは次世代の農地継承者である自分の「長男」を設けること、そして土地とともに両親の扶養もすることにある。つまり「次世代の再生産」と「人の生命に関わる再生産」、つまりケアの双方を要求される。そしてこの再生産とは基本的に女性がなくてはならない。本来再生産のために重要な存在である長男の嫁にも関わらず、家父長制の論理が働けば、両親を頂点とした家族の、もっとも地位の低い構成員であるのに過ぎない。農家での女性の位置づけは著しく低いのだ。

一方で女性を取り巻く環境は1980年代から1990年代にかけて大きく変わり始めた。特に1986(昭和61)年に男女雇用機会均等法が施行され、都市部では就業率が上昇し始める。大学へ進学する女性の数も、1980年代後半当たりから上昇傾向を見せ始める。そして女性は「家内性」を拒否するようになった(トルン、1996)。1997(平成9)年の内閣府の調査によれば、女性が晩婚化している要因として、「女性の経済力の上昇」を挙げた人が66%に達したのについて、「独身の方が自由」という理由が54%に達している。さらに、同じく内閣府の調査では、結婚後の何を負担と感ずるかという質問に対して、「家事」「育児」「相手の親への介護」「仕事との両立」「行動の制約」など「経済力」以外のすべての質問項目において、負担と感ずる女性のほうが、男性より多かった。つまり家事や育児などの負担を押し付けられるならば最初から結婚などしないほうがいい、と考えている女性が増えてきており、それが現実に許される社会になってきているのだ。そうした女性側には起きた様々な変化に対し、農村は女性の位置づけがどこまでも低いというジェンダー関係

を温存していたことが、農村の嫁不足の主要因であることは明らかなだ。そして農村では、このジェンダー構造を見直すことがなかったため、対処療法としてフィリピンの女性に対しての「ジェンダー・セレクトティブな需要」が生み出される。農村に嫁いだフィリピン人女性たちは、「日本人ではない」という理由からだけでなく、もともと農村において地位の低い嫁という位置づけに取り込まれることになる。それが農村に嫁いだフィリピン人女性たちが直面する問題の主要因であることは、明らかなだ。

「エンターテイナー」と結婚する日本人とジェンダー

もう1つ、日本人の配偶者の大きな供給ルートである「エンターテイナー」についても日本社会のジェンダーから考察したい。ここで注目するのは、「男性が恋愛に求めるもの」と日本の「風俗産業のあり方」、そしてそこにつながる結婚のあり方だ。

「エンターテイナー」の入国は、先にも述べたように、日本のクラブなどで働くフィリピン人バンドマンと同様の「興行ビザ」を取らせて女性をクラブにダンサーとして送り出したのが始まりだといわれているが(佐竹、2006)、山谷(1984)の著書の中で、話しを聞いた入管職員の話として、1979(昭和54)年が「じゃばゆきさん」⁹元年だと挙げている。吉見(1992)は、1980年代初旬にはフィリピンパブが全国でいっせいに増えたことを指摘しているが、この時期にフィリピン人女性の入国が始まったこと、そして数として急増していたことと合致している。

1980(昭和55)年とは、どのような時代だったのか。1980(昭和55)年発行の警察白書を見ると、1970年代後半から80年にかけて、「スナック、サパークラブ、コンパ等の名称で午後11時以降も営業を行っている深夜飲食店」が年々増加を続けており、こうした風俗営業等取締法によって規制をされている店の数は、1965(昭和40)年と比較すると、約4.6倍増になっているという。この中には、喫茶店やレストラン、そば屋などの一般の飲食店も含まれるが、特に「スナック、サパークラブ」店の増加は著しく、1975(昭和50)年に52,977件だったものが、1979(昭和54)年には78,589件、1984(昭和59)年には151,080件に増加しており、10年間で約3倍増だ。本来「フィリピンパブ」は、風俗営業等取締法上は「キャバレー」に分類されるようだが、同時期の「キャバレー」の登録件数は1975(昭和50)年が3,656件、1979(昭和54)年が3,862件、1984(昭和59)年が3,082件と

やや減少傾向にある。それよりはむしろ、1980(昭和55)年の警察白書に「スナック、サパークラブ等洋風の設備を設けて風俗営業に類似した営業を営むものが年々増加しており、(中略)この種の業者間に激しい過当競争をもたらしている。また、客を誘引するため、ホステスをおいて卑わいな接待をさせるもの、(中略)無許可の風俗営業やこれに類似する営業を行うものが多くなっている。」と指摘していることから、こうしたスナックなどが他店との差別化のためにフィリピン人「エンターテイナー」を導入したということも十分考えうるだろう。1970年代後半から1980年代にかけて、こうした性的なサービスの提供を含めた、女性が男性を接待するという店が急増し、そこでの「労働」に対する需要が急激に増えていた時代だったということが出来るだろう。

「再生産労働の国際分業」論から見ると、ここに急激に増加する再生産労働需要に対して、供給不足が起こっているため移民(フィリピン人女性)に対する需要が拡大した、という構図はここで十分見ることが出来る。ただし、「再生産労働の供給不足」が起こる要因が、エンターテイナー業界については、「日本女性」がこの再生産労働分野から撤退したから、というよりは、極端に拡大した「性風俗産業」による需要の増加、という側面の方が大きい。

それではなぜ、それほど極端に「性風俗産業」が拡大してきたのだろうか。もちろん「公娼制度」があって、昔から男性が性的快楽を「金銭」で求めることを非としない歴史的なジェンダー関係などにも責任を求める議論もある。また、商習慣の中に「性的サービス」を提供する接待を持つことがあることなども挙げられるだろう。だが、ここでは「ホステス」という職業におけるジェンダー関係に着目したい。「ホステス」とは、基本的に飲食店で、男性客をもてなす女性のことだ。特にキャバレーやキャバクラと言われるところでは、ホステスが男性客の席について接待する。客をもてなすというのが、本来のホステスの語源だが、もてなすこととは、もちろん客人が満足することでもある。客人が満足することとは、キャバレーなどの飲食店では、ホステスができるだけ男性の客が「気分よく」いられるように、常に客である男性をたて、相手に話を合わせ、笑顔でいることだ。つまり「ホステス」が勤めている場所とは、常に「男性が立てられている」場所である。谷本(2008)の新聞・雑誌の記事を対象にした調査によれば、男性が女性の何を魅力的と感じるのかについて、男性は1970年代も現在も上位2位は、「外見がいい」と「女性的な美点を持っている(かいがいい、女らしい、気がつく)」の2点だ。反対に女性の欠点

については、「男性より優位に立とうとする」が1970年代も現代も1位だ。特に日本において恋愛というのは、男女の性別役割分業意識に大きく影響を受けていることがわかり、さらに、その意識がこの30年変化していないということもわかる。

この「女性的な美点」を備え「男性より優位に立とうとしない」女性たちには、現実の社会では必ずしもすぐには出会えない。現在でも女性の意識の中には、男性に依存したいという気持ちがあるという調査もあるようだが、前述の通り、日本社会で女性が「家内性」、つまりかいがいしく男性に仕えようという意識を拒絶する場面も増加しているからだ。しかし「かいがいしく」「男性を立てる」女性には、キャバレーやフィリピンパブでは簡単に会える。もちろん、それはホステスとしては戦略である。自分のノルマやチップのために女性は「かいがいしく」「男性を立てる」ことを演じなければならないが、男性はこの女性に「立ててもらっている」という状況を求めている、というのも「ホステス」のいる店が増加することの1つの要因だろう。そして客はすべて男性であり、仕えるほうはすべて女性という構造だ。

一般の日本のキャバレーなどでももちろんこうした女性たちには会える。しかしフィリピンパブで会えるのは、さらにもう1歩、男性の優位性を保持しつつ話ができる女性に出会える。それは国家間の経済格差の問題であり、言語の問題でもある。国家間の経済格差というのは言うまでもないだろう。日本は現在でも世界第2位の経済力を持ち、格差が進んでいるとはいえ、フィリピンの給与水準からすれば、フィリピンパブに来る男性が1日に支払う額は、フィリピンの月給以上のもかもしれない。それが男性の優位性を担保することになることは明らかだ。もう1つ着目したいのは、日本語力の問題だ。フィリピン人ホステスの多くは、もちろん日本語が話せるようになる。接客をするのだから当然だが、完全な日本語ではない。実は筆者が、日本人の男性を夫とするフィリピン女性から夫とのやり取りを聞いたことがある。夫は常に彼女に日本語を勉強するように言うという。しかし同時に日本語が間違っていると分かると、だからダメなんだといい続けるといふ。彼は日本語を勉強しろといいながら、日本語が完璧ではない妻に対して優位性を保持するように思える。彼は日本語面においては、いつも妻より当然上なのだ。また、ある外国人男性と結婚した有名芸能人だった女性が、自分が彼の言葉話すときのことが雑誌に記載されていた。いわく、子どもたちは自分が話すかの国の言葉に誤りがあると指摘する

が、夫はそれを「かわいい」と言って直さないというのだ。もちろんこの夫婦において、夫が妻の地位や才能を認めていないということではないが、言語が完全ではないことは、十分に男性の優位性を保つことが出来る要因であり、女性の「かわいらしさ」の1つなのだ。フィリピンパブは、男性の優位性を何重にも担保したまま関係性を持ち続けることができる女性との出会いを保証してくれる場と言えよう。その上そこから「男性の優位性」を保持したまま、望めば結婚も可能になる。

もちろんフィリピンパブで知り合った男女の結婚は、二人の自由意志に基づく恋愛結婚だ。それを否定するつもりはない。男性の優位性を保持しつつ仲良く暮らしている夫婦は、日本人同士の場合でもきつと数多く存在するだろうし、もちろんフィリピン人女性と日本人男性の夫婦も数多く存在するだろう。しかしここで指摘したいのは、エンターテイナーとして来日した女性たちが、ホステスとして働いていた店を通して結婚する男性のほとんどは、多かれ少なかれ「男性の優位性」を求めた場に来る客であり、その「男性の優位性」という幻想を抱いたまま結婚しているということである。その結婚でうまくいけばそれはかまわないが、「男性の優位性」や「かいがいしく男性に仕える女性」像とは、裏を返せば、ドメスティック・バイオレンスにもつながる論理であることは、言うまでもないだろう。

むすび

本稿では、移民の女性化が進んでいる日本社会の現状を明らかにし、また移民女性が日本で必要とされる論理を、日本に来日するフィリピン人女性に対する需要を事例として、日本社会のジェンダー構造に求めて説明した。「再生産労働の国際分業」論の示すとおり、先進国内で移民女性が求められる理由の大きな要因は、女性の社会的経済的位置づけの変動があったにも関わらず、男性あるいはある特定の社会でのジェンダー構造になんら変化が見られないことにある。日本ではそれは「農村花嫁」という形で現れ、また「エンターテイナー」という職業に対する需要の拡大とその場を通じて「エンターテイナー」と結婚する男性の急増という形でも現れてきた。自国内の女性が忌避する恋愛・結婚における「家内性」への希求や「家父長制」を温存したまま、対処療法としてフィリピン人女性に結婚相手（つまり再生産労働の担い手）を求めようとしているのが、日本社会において「ジェンダー・セレクトティブな労働需要」の実態である。

先の女子差別撤廃条約との関連で言えば、移民女性とはその多くに「日本人男性と結婚している女性」を含んでおり、その女性たちは大なり小なり「ジェンダー・セレクトティブな労働需要」を満たすことを期待されて、日本にやってきているのだ。自国女性でジェンダー・セレクトティブな労働需要を満たされないのは、そもそも「ジェンダー構造」を温存し、維持しようとしているためである。そのため、一層「ジェンダーによる抑圧」が先鋭化した形で移民女性の問題として起こりうる。高いDVの発生率などは、単純に「民族差別」なのではなく、この構造が理解できれば、より理解しやすいと言えるだろう。

本稿の目的は、あくまで移民女性を必要とする日本社会における「ジェンダー構造」を示すことにあった。もちろん移民女性を送り出す側、移民女性本人の移民にかける主体的選択、移民をつなぐネットワーク、そして日本社会でこうした「ジェンダー構造」にもまけずに生活し始める定住の女性たちなど、検討・考察すべき様々な議論については、一切割愛している。それは今後の研究で展開することとしていきたい。

註

- 1 登録外国人とは、外国人登録をしている人のことで、このほかに認められた在留期限を超過して滞在している人や、そもそも入国の形態が正規のルートではない人も合わせると、さらに30万人近くが日本に滞在していると考えられている。
- 2 韓国朝鮮籍の「登録外国人」のうち、約7割は特別永住者であり、日本の植民地支配下での強制連行や移住労働であったので、筆者が前提とする移民とはやや異なるところもある。ただし韓国からは近年も流入が続いていることもまた事実である。
- 3 ただしこのとき、トルウンが前提にしていたのは、女性のいわゆる専門職、高等職の急増ではなく、景気後退により就労を余儀なくされた女性の存在であった。この前提は、その後続くパレーニャスの前提とはやや異なる。
- 4 「再生産労働」とは、①従来家庭内で行われてきた労働で、②家族（本人を含む）の生命を維持するために、③女性によって、④基本的には無報酬で、行われてきた活動を指す。その活動の内容とは、①生殖行為（性行為、妊娠、出産）、②身体・精神へのケア（育児、介護）、③その労働を行うための周辺労働（家事）などをすべ

て含む。その担い手として想定されているのは女性であるが、近代家族の典型は核家族であり、子どもは「養育されるべきもの」とであると認識されているので、家庭内で再生産労働に従事すると期待されているのは妻である。詳細については江原（2003）を参照のこと。

- 5 この議論についての理論的展開については、2010年3月刊行予定の拙稿を参照されたい。
- 6 もっとも山形県における、フィリピン人女性の割合は、少なくなっており、現在一番多いのが中国の女性であり、次に韓国出身の女性が占めている。
- 7 「エンターテイナー」という言葉については、本来のフィリピン人女性が移民を決意したときの意思とは就業実態が異なっていることや、ホステスとしてのイメージが先行していることから、佐竹（2006）などは「Overseas Performing Artist (OPA)」と呼んでいる
- 8 2005（平成17）年にビザの発給要件が改正され、規制が厳しくなった。そのため2005（平成17）年以降は毎年の入国者数が2004年のピーク時と比較して10分の1程度に激減している。
- 9 じゃばゆきさんとは、主にアジア諸国から日本に「移民労働者」として来る女性を指した言葉である。その大半がスナックを含む性風俗産業に従事せざるを得ない状態であったため、明治時代、海外での売春を生業と得ざるを得なかった日本人女性の「からゆき」さんにちなんで名づけられている（女性学事典、2002）。

引用・参考文献

- 阿部裕美 『日本語指導ボランティア研修会～地域の生活者として必要な日本語の指導法～』平成20年度「文化庁日本語教育大会」報告資料より2008年、http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/taikai/20_tokyo/pdf/koshi_6/pdf/
- 江原由美子 『ジェンダー不平等を克服する－アンペイド・ワークに焦点をあてて』高木郁郎編「良い社会を作る－21世紀のアジェンダ」御茶の水書房 2003年
- Carling, J (カーリング) 'Gender dimensions of international migration', *Global Migration Perspective*, Vol. 35, Global Commission on International Migration, 2005年.
- 長谷部美佳 『「再生産労働の国際分業」論の結婚による国際移動への適用可能性』『年報筑波社会

- 学」、筑波社会学会 2010 年刊行予定
- 井上輝子ほか（編）「女性学事典」2002 年
- かながわ自治体の国際政策研究会 「神奈川県外国籍住民生活実態調査報告書」2001 年
- 厚生労働省 「人口動態統計平成 20 年版」 2008 年
- 光岡浩二 「日本農村の女性たち－抑圧と差別の歴史」日本経済評論者 2001 年
- 内閣府ホームページ http://www.gender.go.jp/main_contents/category/kokusai-doko.html
- Parrenas, R. S. (ラセル・パレーニャス) *Servants of Globalization*, Stanford University Press 2001 年
- 佐竹眞明、メアリー・アンジェリソン・ダアノイ「フィリピンー日本国際結婚：多文化共生社会」めこん 2006 年
- 佐藤隆夫（編）「農村と国際結婚」日本評論社、1989 年
- Suzuki, N (鈴木伸枝) “Tripartite Desires: Filipina-Japanese Marriages and Fantasies of Transnational Traversal” in Constable (eds) *Cross-Border Marriages: Gender And Mobility In Transnational Asia*, University of Pennsylvania Press 2004 年
- 谷本奈穂 「恋愛の社会学」青弓社、2008 年
- Troung, T-D, “Gender, International Migration and Social Reproduction: Implications for Theory, Policy, Research and Networking” *Asian Pacific Migration Journal*, Vol. 5, No. 1, pp. 27-52, 1996 年
- 山田昌弘 『専業主婦という存在』、江原由美子／山田昌弘 「ジェンダーの社会学入門」岩波書店 2008 年
- 山谷哲夫 「じゃばゆきさん」情報センター出版局 1984 年
- 吉見周子 「売娼の社会史」雄山閣出版 1992 年